

○経済産業省告示第 号

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の規定に基づき、平成三十年経済産業省告示第五十七号（計量法施行規則、特定計量器検定検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める方法、検定証印をはり付け印により付する場合の様式及び基準適合証印をはり付け印により付する場合の様式を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十一年 月 日

経済産業大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

改正後

第二条 「略」

2 前項の表中第二号の規定にかかわらず、法第二百二十七条第一項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかりについて、法第七十二項第二項の規定により、検定証印の有効期間の満了の年月を表示する場合の様式は、次のとおりとする。



3 前二項の場合において、次の各号に掲げる検定を行った検定機関等に応じ、当該各号に掲げる様式により検定証印の下に検定を行った検定機関等の名称、略称又は記号を表示するものとする。

一・二 「略」

改正前

第二条 「略」

〔新設〕

2 前項の場合において、次の各号に掲げる検定を行った検定機関等に応じ、当該各号に掲げる様式により検定証印の下に検定を行った検定機関等の名称、略称又は記号を表示するものとする。

一・二 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。